

一般社団法人社会情報学会（SSI）ロゴマーク使用規則

2014年12月13日

制定

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人社会情報学会の活動や意義についての関心を高め、理解を促進することを目的として、独自の社会情報学会ロゴマークを定め、その使用について必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマークは別図に掲げるものとする。

（ロゴマークの使用権者）

第3条 ロゴマークの使用権者は以下の各号にかかげる者とする。

- 1 本学会事務局，理事会，編集委員会等各種委員会
- 2 本学会主催・共催の各行事関係者
- 3 その他，本学会会長が適当と認める者

（ロゴマーク使用の対象活動）

第4条 ロゴマークの使用対象活動は以下の各号にかかげる活動とする。

- 1 本学会活動に関連し，本学会会長が適当と認める事業の広報活動
- 2 その他，本学会会長が適当と認める活動

（ロゴマークの表示方法）

第5条 ロゴマークの表示方法は別表第1で定めた「一般社団法人社会情報学会ロゴマーク表示方法の手引き」に従うものとする。

（ロゴマーク使用権者の義務）

第6条 ロゴマーク使用者は，第1条に定める目的に反して，ロゴマークを使用してはならない。

- 2 第3条第3項に該当する者は，その使用対象活動ごとに，別表第2で定める使用申請書を事前に総務委員会へ提出し，許可を得なければならない。
- 3 ロゴマーク使用者は，ロゴマークの使用について，本学会会長の行う指導に従わなければならない。

（ロゴマークの使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、ロゴマーク使用対象活動の期間内とする。

（ロゴマーク使用の停止）

第8条 本学会会長は、第6条に定める使用申請書の内容に虚偽があった場合、その他、本規則に反する不適当な使用があった場合は、その使用権者に、ロゴマークの使用の停止を求めることができる。

（使用規則の変更等）

第9条 本規則は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は理事会の承認のあった平成26年12月13日より施行する。

別図：本学会ロゴマーク（平成26年12月13日制定）

別表第1

一般社団法人社会情報学会（SSI）ロゴマーク表示方法の手引き

1. ロゴマークのデザインについて

ロゴマークにおいて、左の三角形は活力と新しさを、真ん中の曲線は知性を、右側の円形は地球を表している。色調は様々な学問が融合して知識が集合する様を、単色カラーのウルトラマリンは本学会と社会情報学の新たな可能性を表している。

2. ロゴマークの表示方法

- 1) ロゴマークは別図の基本デザインを縮小又は拡大して使用する。
- 2) ロゴマークを縮小・拡大して使用する場合、マークが変形したり、デザインがつぶれてしまうような過度の縮小・拡大をしてはならない。
- 3) ロゴマークの上に他の図形、文字などを重ねてはならない。

3. ロゴマークの文字表示について

ロゴマークに入っている文字はロゴマークと一体のものであり、文字を削除したり、新たに他の文字を加えたりしてはならない。

別表第2

一般社団法人社会情報学会（SSI）ロゴマーク使用申請書

年 月 日

一般社団法人社会情報学会会長殿

申請者住所：

氏名： 印

ロゴマーク使用申請について

一般社団法人社会情報学会ロゴマーク使用規則第6条第2項に基づき、ロゴマークの使用を申請します。なお、その使用においては、一般社団法人社会情報学会（SSI）ロゴマーク使用規程を遵守することを約束します。

使用者氏名または名称

使用者住所または所在

使用対象活動

使用方法

使用期間

本件連絡先 担当者

電話

e-mail